

## 「風評被害」のプロトタイプ意味論

荒 井 文 雄

Fair is foul, and foul is fair:  
Hover through the fog and filthy air.  
(Shakespeare: *Macbeth*, I.I)

### 要 旨

「風評被害」とは、基本的には、根拠のない情報の流布によって生じた大衆の忌避行為が引き起こす経済的被害のことをさすが、2013年3月11日に起こった東京電力福島第一原子力発電所の過酷事故の後、この用語は多くの報道言説の中で用いられながら多方向に及ぶ意味・用法の拡張を示した。本稿は、プロトタイプ意味論の方法に基づいて、こうした多義の意味拡張のプロセスを検証しながら、新たに成立したこの用語の意味構造を明らかにした。

キーワード：風評被害，原子力発電所事故，新聞報道，プロトタイプ意味論，メディア・リテラシー

### 0. 序論：報道における用語の意味変容とプロトタイプ意味論

本稿は、2011年3月11日に生じた東京電力福島第一原子力発電所（以下「東電福一原発」と略記）の過酷事故以後、新聞報道等で多用された「風評被害」という用語がたどった意味の変化や用法の拡張を検証した。この用語は、もろん原発事故以前から使用されていたが、事故を契機として、それまでの意味・用法から大きく拡張し、事故前よりもはるかに広範囲の事態に適用されるに至った。我々は、これを「風評被害」という語彙項目が、新たな多義的な意味構造を獲得したものとみなし、その発展のプロセスを、新聞記事を中心とする事例の解析を通して跡づけた。

この作業を通して、我々はプロトタイプ意味論の方法を援用した。すなわち、「風評被害」という語彙項目が指示するカテゴリーを、必要十分条件で定義される厳密な古典のカテゴリーではなく、諸事例が“家族的類似”で統合されるプロトタイプ・カテゴリーであるとみなし、原発事故前の用法を規定する“本来のプロトタイプ”の種々の意味特徴が、メトニミー（換喩）やメタファー（隠喩）の機構を中心に変容した結果、原発事故報道に特有の“派生的プロトタイプ”が生みだされたと考えた<sup>1)</sup>。

プロトタイプ意味論の詳細は、注1)に引用した文献に譲るとして、ここでは、語彙の意味の多義的な派生について、我々の研究に不可欠な点だけ確認しておく。プロトタイプ・カテゴリーには、カテゴリーの事例として認められるために満たすべき“特徴”がある。しかし、こ

これは必要十分条件の形で規定されているものではない。カテゴリーの事例には、これらのカテゴリー特徴をすべて（あるいは最大限）に満たす“プロトタイプ”的な事例と、それを（極めて）わずかししか分有しない周辺の事例が共存する。

多義的な語彙項目においては、一つの意味に適合する事例と、他の意味に適合する事例とが非常にかけ離れており、それらを連結する機構が一見したところでは明らかでないケースがままある。しかし、その語彙の多義構造を全体的に記述すると、たとえば、第一の用法と第二の用法の間、また第二の用法と第三の用法の間には、意味的な連鎖を想定すべき動機づけが存在するが、第一と第三の用法の間に同様の関係を認めることは困難になっていることもある。意味的な連鎖は、派生関係の個々の連鎖において認定できても、多義的な意味構造の離れたところに位置づけられる用法の間ではすでに見えなくなっているのである。とりわけ、Taylor (1995: 邦訳 pp.128; 144) でも指摘されているように、こうした遠い関係で結ばれる用法間では、ある特徴に関して、両者が矛盾するということが起こる<sup>2)</sup>。

我々は、「風評被害」という語彙項目が、“本来的プロトタイプ”の特徴からみれば、きわめて周辺の用法を原発事故後の報道を通して発展させてきたと考えるが、この意味拡張には、メトニミー（換喩）とメタファー（隠喩）の機構が大きく関与していた。最終的に、我々は、こうして展開した“派生的プロトタイプ”が、多義構造の中の一つの（二次的な）中心として、“本来的プロトタイプ”に相対していると考えた。

分析対象となったテキストは、2011年3月11日東電福一原発事故以後、2013年8月まで、主に各新聞社のWeb版の記事から採集した。記事には、新聞社の主張を展開する社説から、社外の執筆者名が明記された論説、取材対象者の発言の引用、そして新聞社が開設する掲示板への書き込み（1件のみ採集）も含まれるが、これらの間にあるテキストの性格の違いは考慮しなかった。新聞社が自紙に掲載するテキストはすべてその新聞社の責任のもとに、広範な読者大衆に提示されるという共通した公的性格をもつとみなしたからである。参照した記事は、本文中では新聞名と日付（西暦下二桁・月・日）で略記し、タイトルは文末に「記事一覧」として掲げた。

また、本稿では、研究対象を「風評被害」という用語の意味・用法に限定し、この用語の使用の判断の当否は考察の対象とはしていない。というのも、関谷(2011)が繰り返し強調するように、「風評被害」という用語の使用を動機づける「安全」の判断は、「ある立場の人にとって主観的に安全かどうかということ」であり、発言者が「自分が安全だと思っていれば、「風評被害」ということばが使われてしまう」からである。東電福一原発の過酷事故後に、喫緊の問題の一つとなったのは、政府・マスコミによる「安心」「安全」という言説（伊藤2012: 143）の正当性・信頼性の問題であり、「風評被害」という用語の使用法もしばしばこうした観点から批判された（影浦2011: §6.2）。「風評被害」という用語を、客観的な事態の進行と照らし合わせつつ、用語使用者の意図や用語使用の社会的効果の広がりをも視野に入れて研究す

ることは、社会言語学的な観点からも、メディアリテラシーの観点からも、さらにはこの過酷事故が白日のもとにさらしたわが国の統治構造の基本的問題点を理解するためにも大変興味深い課題である。本稿は、そうした総合的な研究への一つの準備段階をなすものと位置づけられる。

## 1. 本来的「風評被害」の意味・用法

「風評被害」とは、Imidas2000年度版(関谷2011:17に引用)によれば、「事実ではないのに、うわさによってそれが事実のように世間にうけとられ、被害をこうむること。」とされている。ほぼ同様の記述が、公益財団法人原子力安全技術センターによる『原子力防災基礎用語集』(『原子力規制委員会、原子力防災ネットワーク環境防災Nネット』のサイトにて公開)にも見いだされる。

### 風評被害(対策)

悪いうわさや評判など捉えどころのない風評によって、商品やサービス自体には何ら問題がないにも関わらず(ママ)、それらが忌避されることにより、生産者が経済的に損害を被ることを風評被害という。

しかし、関谷(2011:23)も強調するように、「風評被害」とは「もともと学術的に、あるいは公的に定義された用語ではない」もので、主にメディアを通して流通する「マスコミ用語」である。すなわち、「行政文書などに使われることも多いが、定義されていない場合が多い」という状況なのである。関谷(2011:25-8)は、一般的に風評被害としてとらえられる現象の「共通点」を以下のように列記している。

第一に、経済的被害である。…第二に実際に何らかの問題(事故、事件、環境汚染、災害など)が起きていることである。…第三は、事件や事故、災害の後、長期間にわたって大量の報道がなされることである。…第四に…「本来安全とされる食品・商品・土地の経済的損害」である。…「本来安全」というのは…ある立場の人にとって主観的に安全かどうかということだ。

必要十分条件で“定義”される厳密なカテゴリーとは異なって、事例の「共通点」の集合がカテゴリーへの帰属を決めているという状況は、「風評被害」という語彙の意味構造を、プロトタイプ意味論の方法で記述することの利点を示唆している。さらに、本稿で以下に展開するように、この「マスコミ用語」は、2011年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の過酷事故以来、「長期間にわたって大量の報道」がなされる中で、きわめて多様な意味的拡張を示し

ている。この拡張的多義性の展開と構造とを把握するためにも、プロトタイプ意味論の方法は強力なツールを提供する。

「風評被害」をプロトタイプ・カテゴリーとしてとらえたとき、用語辞典などの記述や関谷(2011)のあげる「共通点」は、以下の諸特徴に整理される。

A：本来的「風評被害」のプロトタイプの特徴構成

- (a) 大衆的な不安・不信に基づく「大衆的な忌避行為」。
- (b) 「大衆的な忌避行為」は特定の商品・サービスを対象とする。
- (c) 「大衆的な忌避行為」によって、正常な経済活動が阻害され、経済的被害が生ずる。
- (d) 「大衆的な忌避行為」または「大衆的な不安・不信」は事実の裏づけ(根拠)がなく、誤った情報あるいは曖昧な情報の受容によって生ずる。
- (e) 誤った情報あるいは曖昧な情報はマスメディアによって流布される。

典型的な「風評被害」の事例、すなわちプロトタイプは、上記の特徴を(ほとんど)すべて有している。それに対して、一部の特徴しか持っていない周辺的事例が存在し、さらに、一部の特徴をメタファー(隠喩)やメトニミー(換喩)の機構を通じて拡張的に変更し、あらたな事例に適用されるケースも生じる。

2011年3月11日の東電福一原発の過酷事故の後、典型的な「風評被害」の報道には、例えば次のようなものがあった。「安全なのになぜキャンセル」牛乳生産者落胆」という見出しの記事(読売 110317)は、「福島県川俣町でサンプル調査された牛乳の検体から、食品衛生法の暫定規制値を超える放射線量が計測された」ことが、3月19日の政府記者会見で発表された後、「川俣町から約20キロ離れた同町とは別の自治体内にある食品加工会社」に対して、注文のキャンセルの連絡が入ったことを報じている。

- (1) 会社は乳製品の生菓子を仲介会社を通して大手企業に納入しており、この日の正午に22日以降分の注文が入ったばかりだった。これにはファクスで、「製品に使用している全ての乳製品原材料(生クリーム、牛乳、バター)は、この度の震災原発事故発生前に、乳業メーカーにて製造加工されたものです」と安全性を訴えたが、受け入れられなかった。(読売 110317)

この事例では、“不安・不信に基づく大衆的な忌避行為”という側面は後景に退いているが、それを前提にして、福島のある食品加工会社が取引を拒否されたことが報じられている。製品の原料は「原発事故発生前」に作られており、原発事故による放射能汚染は原理的に考えられ

ない、という会社側の主張も受け入れられず、“誤った情報によって”，加工会社に注文のキャンセルという形で“経済被害”が生じてしまった。しかもそのキャンセルは、「政府記者会見」の報道をきっかけとしている。

こうした典型的な用法から、「風評被害」という用語は逸脱し始め、様々な方向に拡張されていく。以下では、まず“経済的被害が生ずる”という特徴を伴わない事例から検討する。

## 2. “経済的被害”の段階的欠落

以下の記事では、南相馬市における物資不足を、同市の市長への電話取材をもとに報道している。市長は「放射能漏れの風評で物流も断絶している」と窮状を説明し、

- (2) 放射線値に関する県の観測では、南相馬市の数値は福島市よりむしろ低め。桜井市長は物流停止について「深刻な風評被害」と憤る。」(毎日 110318)

この南相馬市長の引用発言にある「風評被害」は、通常の意味での経済的損失をさしてはいない。物流の停滞は災害時の行政の対策を損なうもので、その意味での「被害」はあるが、それは経済的被害ではない。被災地で流通する物資は、もはや売買される普通の商品ではないからだ。一方、この「被害」が誤った情報に基づくものであることは、市長によって強調されている。南相馬市の放射線量は、とくに物流の停滞があるわけではない「福島市よりむしろ低め」で、それにもかかわらず、南相馬市に対する“忌避行為”が発生しているからだ<sup>3)</sup>。

誤った情報の流布の一因は、情報不足にもある。「原発の事故発生は報道で知るばかりで、情報は市には全く来ない。」と市長は「怒り」ながら訴えている。

記事(読売 110326)も、屋内退避を指示された住民に対して、「風評被害」も影響した物流停滞で支援物資などが十分に届かず、生活支援強化には限界があるとの指摘が出ている、と伝えている。放射能を恐れて、屋内退避指示区域への立ち入りを忌避する行為を「風評被害」と呼ぶが、この用語に括弧をつけたのは、おそらく、3月26日の段階では、“根拠のない情報に基づく”という側面が断定しがたいものであることを示唆しているようだ。

「風評被害」から、経済的損失という特徴が欠落した用法は、東電福一原発事故の直後からみられるが、以下の例では、「被害」の実体がさらに曖昧化されている。

- (3) 福島県の佐藤雄平知事は18日、被災地視察に訪れた松本防災相と福島市で会談し、「原発事故を一刻も早く収束しないとだめだ」と述べ、東京電力福島第一原子力発電所の事故に関する早期の事態収拾を強く求めた。また、風評被害が広がっていることに関連し、「政府は正確な情報を迅速に発表してもらわないと困る」と苦言を呈した。

(読売 110318)

全文 292 字の小さな記事の前半部分を省略なく引用したが、ここから「風評被害」が何をさしているのかは自明ではない。この記事は、原発事故後、この用語が読売新聞 Web 版に登場した二番目の事例であり、この時点では、食品の放射能汚染・出荷制限等はメディアの話題になっていない。福島県知事が言及したとされる「風評被害」は、特定の商品の買い控えや注文のキャンセル等による経済被害に関するものでないばかりか、南相馬市などでの物流の停滞という具体的な不都合に限定されるものでもない。それは、おそらく、結果としては物流の停滞をも含んだ、福島県全体に対する忌避反応・回避行動のことであろう。こうした反応・行動は、放射能への恐れから生ずるが、知事は、政府による情報提供の不足・遅滞が、“根拠のない” 恐れを生みだしていると抗議している。

放射能に対する根拠のない恐れと、それによって生み出される社会的停滞・混乱を「風評被害」とみなす事例は、以下の記事にもある。

- (4) 福島第 1 原発の事故をイメージした 19 日発売の「朝日新聞 WEEKLY AERA」(朝日新聞出版発行)の表紙に対し、「風評被害を助長する」などと批判が高まり、同誌は 20 日、短文投稿サイト「ツイッター」で「ご不快な思いをされた方には心よりお詫び申し上げます」と謝罪した。(産経 110320)

「風評被害」が経済的損失に関係しないという点のほかに、この記事は、以下の点で注目に値する。すなわち、「風評被害」はここでは原発事故の被災地の外で、しばしばそこから遠く離れた(それゆえ事故の影響がそれだけ少ないと想定される)場所で、事実と反して(あるいは事実を過大評価して)放射能を恐れること、という「被害」に拡張されている。この“事実と反する”という点と“マスメディアが作り出す”という側面では、「風評被害」のプロトタイプ特徴を分有しているものの、放射能への恐れが生む忌避・回避行動をもたらす「被害」は、上でみた福島県の事例よりいっそう漠然とした心理的なものとなっていることは注目に値する。あえて言語化すれば、それは、事故前の正常な日常生活への攪乱といったようなものとなる。この用例以後、「風評被害」は“放射能に対する根拠のない恐れ”として多用されることになる。

上でみた事例には、経済的損失ではなく、物流停滞による災害対策に対する障害を「風評被害」と呼ぶ事例があった。同様に、行政の施策が根拠のない情報の流通による忌避反応によって阻害される事態を「風評被害」と呼ぶ事例が、震災がれきの広域処理の問題でも見いだされる。「風評被害会議、設置へ」という見出しの以下の記事では、「東日本大震災で発生したがれきが放射性物質で汚染されている」との風評を解消し、震災がれきの処理を促進する」こと

を目的として、政府が「風評防止対策会議」を設置し、

- (5) 首相は「(全国の自治体に)より安心して震災がれきを受け入れてもらえるよう、安全性確保を大前提とし、モニタリング(継続監視)の強化や風評(被害)対応の整備などを進める」と述べた。(読売 120630)

この記事でも、「風評被害」は、現地(福島)から遠く離れたところで根拠なく放射能を恐れる忌避反応をさしているが、ここで「被害」があるとすれば、それは、東日本大震災で発生したがれきを全国に分散して処理するという政府の政策への障害である。一方、「風評被害」という用語が用いられるとき、しばしば争点になる判断の主観性・恣意性という問題が前面に出てきている事例もある。以下の記事では、震災がれきの受け入れを拒否している札幌市長の発言が引用されている。

- (6) 東日本大震災で発生したがれきの処理を巡り、札幌市の上田文雄市長は12日の定例記者会見で、改めて受け入れ拒否を表明した。がれきの安全性を否定する自らの発言の影響については、「事実に基づいて言っている。風評被害を起こすとは思わない」との認識を示した。(読売 120413)

がれきの安全性を否定することは、「事実に基づいて」いる。したがって、それがどのような影響を与えようと、「風評被害」には当たらない、という主張である。札幌市長にとって、“事実の裏づけがない”という特徴は、「風評被害」というカテゴリーへの帰属の必要条件なのである。

### 3. “事実”の限定と非焦点化

「風評被害」のプロトタイプの一特徴であり、前節の諸事例において、「風評被害」としてのカテゴリー化に決定的な役割を果たした特徴として、問題となる忌避行為には“事実の裏づけ(根拠)がない”というものがあつた。特に、がれき受け入れをめぐる札幌市長の発言(例6)では、この特徴が「風評被害」の必要条件として扱われていた。しかし、“経済的被害”という特徴の場合と同様、この特徴も多様な曖昧化の過程をたどり、その結果、多くの拡張用法が生みだされることになった。

東電福一原発の過酷事故以前から、「風評被害」は、当事者にとって不利な情報の流布によって企業・金融機関がこうむる損害に対しても用いられるようになっていた(関谷 2011, 第8章)。注目すべき点は、この場合「風評被害」の原因となる情報は、必ずしも根拠のないもの

とは限らないという点である。たとえば、2000年代初めから不良債権処理が進められる過程で、経営状態のよくない企業・金融機関が報道で取りあげられ、その情報の流布が、当該企業等の経営状態をいっそう悪化させるという事態が発生したが、こうした事態に対しても「風評被害」という用語が適用された。正しい情報の流布が企業経営に与える影響に関する同様の用法を、最近の事例からみてみよう。

- (7) 長引く不況と就職難を背景に過労問題が深刻化している。遺族は、過労死を起こした企業名の公表を求めているが、国側は拒み続けている。「ブラック企業」と中傷され、企業に風評被害をもたらしかねないとの理由からだ。(東京 130119)

過労死という事実の開示が、その事実の流布によって過労死を起こした企業に損害をもたらす事態を「風評被害」と呼んでいる。もし過労死を起こしたことで、当該企業に対する大衆の忌避行為が起こるとすれば、その行為には事実の裏づけがないとは言えない。しかし、『「ブラック企業』という否定的評価』の拡散によって「企業の利益が害される」ことはやはり「風評被害」とされるのである。ここでは、大衆的忌避行為がもたらす経済被害が前面に押し出され、“忌避行為の根拠がない”という側面は後景に退いている<sup>4)</sup>。

東電福一原発事故後の「風評被害」においても、忌避行為の根拠となる事実との関係は、しばしばたいへん微妙なものとなる。

- (8a) 東京電力福島第一原子力発電所付近の海水から放射性物質が検出されたことで、水産物にも風評被害の懸念が広がっている。漁業関係者の間には、福島第一原発に近い海域での漁をあきらめ、拠点を移す動きも出始めた。…乗組員(41)は、読売新聞の取材に対し、「放射性物質が確認されたとなれば、周辺の魚は確実に売れなくなる。別の船も拠点を移し始めている」と語る。(読売 110322)

- (8b) 放射性物質の被害は、茨城県内の漁業にも大きな影を落とし始めた。平潟漁協(茨城県北茨城市)で調査したコウナゴから高濃度の放射性ヨウ素が検出されたことに続き、5日には大津漁協(同市)で漁獲したコウナゴから放射性セシウムが暫定規制値を超えたことが判明。県は漁協にコウナゴ漁の自粛を要請したが、風評被害による値崩れは他の魚種でも始まっている。(読売 110406a)

(8a) では、海水の放射能汚染が確認されたにもかかわらず、その海域でとれる海産物を忌避することを「風評被害」と呼んでいる(現場ではこの忌避行為が「確実に」起こることを経験的に知っている)。すなわち、海水(環境)の汚染から、その環境でとれた産物の汚染を推論



するのは、事実の裏づけ（根拠）のないこととされている。また、(8b)では、一つの魚種で確認された汚染から、同じところでとれた他の魚種の汚染を類推することも、同様に根拠のない「風評被害」とされる<sup>5)</sup>。

この二つの例から確認されるのは、忌避行為の根拠と認定できる“事実”を狭く限定してゆく傾向である。すなわち、忌避行為は、危険が証明されたものに対する場合のみ十全に正当化され、それ以外のものを忌避するのは「風評被害」とされる可能性を示している<sup>6)</sup>。逆に言えば、「風評被害」とされる忌避行為には、これらの例が示すように、少なくとも部分的な事実の裏づけが存在することもあり、その事実の重みづけこそがしばしば争点となるのである。

(8a, b)の例では、空間的隣接性（海水と魚、同一海域の異なった魚種）による類推に基づく根拠づけを不当とみなし、そうした類推によって発動される忌避行為を「風評被害」と呼んだ。しかし、忌避行為の根拠となる事実の限定は、空間的隣接性を排除するものだけではない。以下の例では、類推の対象との質的な差異が問題にされる。

- (9) 経済産業省の原子力安全・保安院が、東京電力福島第一原子力発電所の事故の評価を、国際的な尺度（INES）で、これまでのレベル5から最も深刻な「7」へ引き上げた。レベル7は、過去には、「史上最悪」と言われた1986年の旧ソ連チェルノブイリ原発事故しかない。福島原発事故の深刻さを反映したものだだろう。…政府は、二つの事故の違いを丁寧に説明し、不安や風評被害が広がらないよう努めるべきだ。（読売110413）

東電福一原発の過酷事故が「レベル7」に引き上げられたからといって、それを「史上最悪」と言われた1986年の旧ソ連チェルノブイリ原発事故」と同一視することは「不安や風評被害」を広げることになる<sup>7)</sup>。なぜなら、「二つの事故の違い」があるからだ。上の引用の省略部分で述べられたその違いとは、以下のようなものである。すなわち、福島第一原発では放射線の「放出量自体は、チェルノブイリ原発事故の約10分の1にとどまっている」し、チェルノブイリでは爆発で原子炉が全壊して約10日間放射性物質が「広範囲かつ大量に飛散した」のに対して、「福島第一原発では、核反応は地震直後に止まっている。原子炉の機能はほぼ維持され、核燃料も応急的な注水で冷却できている。放射性物質の空中への放出量も、建屋爆発当時に比べ減少した」からである。

この記事（社説）は東電福一原発の過酷事故による放射能汚染が“根拠のない”ものだとは言っていない。この事故による放射性物質の放出量は「チェルノブイリ事故に次ぐ規模」であり、かつ今後も「依然、原子炉が壊れて大量放出が起きる可能性は残る」と明記しているからである。記事が、“根拠がない”とみなすのは、福島原発事故とチェルノブイリ原発事故との同一視である。前者の「レベル7」認定を媒介とするこの類推は、実際にある「二つの事故

の違い」を捨象することで、東電福一原発の過酷事故を過大に評価するという誤りを犯している。そこから“根拠のない汚染の過大評価”による「風評被害」が発生する。“事実に対して”のは事実の存在の有無ではなく、“事実に対する評価”である。(8a, b)の例が隣接性に基づくメトニミー的拡張を「風評被害」としていたのに対して、(9)の記事では、質的類似を媒介にしたメタファー的拡張－“フクシマはチェルノブイリである”－を「風評被害」とみなしている。「風評被害」と事実との関係のこれら二つの側面は、以下のようにまとめられる。

拡張された「風評被害」と“事実”との関係

- (a) 「風評被害」は“事実”に隣接した周辺に発生する
- (b) 「風評被害」は“事実”の過大評価から発生する

すなわち、「風評被害」のプロトタイプに含まれる“事実に反する”という特徴は、“事実の周辺部にある”と“事実の過大評価である”という特徴に拡大されている。これらの点は、以下の第7節で論ずる「風評被害」の防止をめぐるこの用語の用法を理解するうえでも重要である。

「風評被害」と“事実”との関係は、その事実が根拠として正当化されるか、という問題のほかにも、たいへん重要な側面がある。“事実”の世界の重要度を「風評被害」が上回り、“事実”と虚構（風評）のパースペクティブが逆転する現象である。以下の例を検討してみよう。

- (10) 東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故の影響で、「計画的避難区域」に設定される福島県飯舘村は12日、すべての農作物について今季の作付けを行わないことを決めた。菅野典雄村長は「汚染された土壌の数値が改善するとは思えない。耕作者の責任としてやめようという判断だ」と話した。…飯舘村では、政府がコメの作付け制限の対象とした検出値（土壌1キロ・グラム当たり5,000ベクレル超）の約3倍の放射性セシウムが水田から検出されているが、この日開かれた同村議会の災害対策特別委では、コメだけでなく、野菜や花についても「風評被害の懸念は消えない」などとして作付けしないことを決めた。（読売110412）

飯舘村の農業者たちが「懸念」しているのは、事実無根の「風評被害」ではない。コメの作付け制限の対象となるほどの土壌汚染があるから、コメ以外の作物でも収穫物に汚染が起こる危険があるという「懸念」、すなわち“実質的な汚染”に対する「懸念」があることは言うまでもない。それは、「汚染された土壌の数値が改善するとは思えない。耕作者の責任としてやめようという判断だ」という飯舘村村長の発言からも明らかだ。それでは、なぜ引用した文において、「同村議会の災害対策特別委」は、作付けをやめる理由として「風評被害」のみを前面に出しているのだろうか。「風評被害の懸念は消えない」という発言の背後には、“実質的な汚染

が生じた場合は出荷制限がかかるし、仮にそれが生じなくても風評被害が原因となって収穫物は売れない”という、より複雑に構造化された予測があると思われる。しかし、生産者の経営的観点からすれば、出荷制限を引き起こすような実質的な汚染も、「風評被害」も、作物が売れないという点では同じである。しかも「風評被害」は実質的な汚染による損害より確実視されている。村の環境状況を考慮すれば、「風評被害」が起こることは、現在（作付前）でも十分予想できるからだ。一方、実質的な汚染（事実）も、それはそれで「風評被害」を引き起こす。上でみたように、「風評被害」は“事実”からの隣接性に基づく類推や“事実”の過大評価からも生じるからだ。「同村議会の災害対策特別委」の発言は、以上のようなプロセスを経由して、“少なくとも「風評被害」は生ずる”という予測を表明したものと受け取られる。

ここで注目すべき点は、こうした現場の生産者のリアリズムが実質的な汚染＝“実害”という事実を「風評被害」の中に包摂して埋もれさせ、“事実”を非焦点化していることである<sup>8)</sup>。「風評被害」の方がより直接的に予測可能で、しかも「風評被害」の対策は、物理的・農業技術的な実質汚染の対策のほかに、経済・社会的な要素をも含む。さらに、事実が「風評被害」を招きよせるという点を考慮すれば、「風評被害」を阻むことは実害（実質汚染）を阻むことを含意している。このようにして、実質的な汚染という事実（実害）は非焦点化され、転倒した論理を生み出す。すなわち、「風評被害」対策が実害対策に優先し、より重要である、という定式である。ここから、実害対策は、「風評被害」対策に資する限りで有効である、という系も派生する。こうした思考法の一例は、以下の記事からもみてとれる。

- (11) 植物工場で野菜の製造を手がけるグランパファーム（横浜市）は津波で農地がダメージを受けた岩手県陸前高田市に工場ドームを8棟建設し、フリルレタスなどを出荷する。…植物工場なら、農地の再開にかかるコストを軽減できる上、土壌を使わないため風評被害も抑えられ、地元も「被災農家の復興に向けた有力な選択肢」(陸前高田市)と期待する。(産経 121020)

「土壌を使わない」ことは、土壌中の放射性物質の作物への移行（実質汚染）を避けるため、物理的な放射能汚染防止策である。これには「風評被害」に特有な経済・社会・情報・認知的側面はまったくない。それにもかかわらず、この対策はまず「風評被害」を抑えるためのものとしてとらえられているのである<sup>9)</sup>。

#### 4. 差別的排除としての風評被害

第2節で、東電福一原発の過酷事故後、「風評被害」という用語が、特定の産物の忌避による“経済被害”から、放射能への一般的恐れによる社会システムの正常な運行の阻害へと拡張

されてきた様子を見た。本節ではこの用語が、人間を忌避行為の対象とするケースを検討する。人間への忌避行為と経済活動の阻害を媒介する事例からみてみよう。以下の記事は、例(8b) でみたコウナゴの放射能汚染という社会的文脈で、茨城県の漁船が千葉県銚子市漁協の市場への水揚げを拒否された事件を扱っている。

- (12) 農林水産省は6日、同市場の対応は、利用者に対し不当に差別的な取り扱いをしてはならないとする卸売市場法違反にあたる恐れがあるとして、市場を監督する千葉県に指導を行うよう通知したと発表した。同省は「風評被害を招かないように対応する」としている。(読売 110406b)

「風評被害」が「不当に差別的な取り扱い」に対して適用されている点に注目しよう。この例では、“経済被害”と「利用者」=人間に対する直接的な排除という側面が併存している。そしてこの排除が「不当に差別的」であるということを国家機関が認定している。この記事に続いて、人間への「風評被害」が明示的に報道されたのは、読売新聞では、以下の記事が最初である。

- (13) 「福島県民お断り」——。東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故で多くの避難者が出ている福島県の災害対策本部会議で8日、風評被害の事例が報告された。放射線に関する県の相談窓口に寄せられたもので、ある運送業者から「他県のガソリンスタンドに『福島県民お断り』との貼り紙があった」という相談があった。ほかに、福島県民であることを理由に、「レストランで入店を断られた」「ホテルに宿泊できなかった」「車に落書きされた」などの被害があったという。(読売 110409)

さらに、4月22日には、法務省が緊急メッセージを発するに至った。

- (14) 法務省は22日、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、「人への風評被害」が相次いでいるとして、人権侵害防止に向けた緊急メッセージを同省のホームページ(HP)に掲載した。メッセージは、福島県からの避難者に対するホテルの宿泊拒否、ガソリンの給油拒否、避難先の小学校でのいじめなどがあったとされるとし、「根拠のない思い込みや偏見で差別することは人権侵害につながる」と指摘している。放射線医学総合研究所のHPも紹介し、放射能の人体への影響などに関する正しい基礎知識の周知を図っている。(読売 110422)

(13) の記事であげられた忌避行為のほかに、ここでは「人への風評被害」として「避難先の

小学校でのいじめ」も加えられ、「根拠のない思い込みや偏見で差別する」ことが非難されている。「根拠のない」という「風評被害」のプロトタイプ特徴の一つが十全に参照され、それが忌避行為者の無知や悪意—「思い込みや偏見」—と結びつけられている。注目すべきは、ここでも、人間に対する差別行為を「風評被害」にカテゴリー化することは、国家の「メッセージ」として提出されていることである。同様に、無知に関しても、公共的な啓発（教化）の意図が、「正しい基礎知識の周知を図っている」と表明されている。

「風評被害」とされる忌避行為の対象が、プロトタイプ的な“商品・サービス”という経済的領域から、特定の人間の「差別」へと拡大された意義は大きい。これによって、たとえば、放射能汚染を恐れた産物の買い控えは、その産物を生産した人間を「根拠のない思い込みや偏見で差別する」ことにつながると非難することが可能になる。すなわち、この拡大用法は、「風評被害」というプロトタイプ・カテゴリーの特徴構成に“不当な差別”という一特徴を加えたのである。そしてこの特徴構成の変化は、いわば国家的な聖別を受け、公共的な承認を与えられている。

「風評被害」を人間に対する、根拠のない思い込みや偏見に基づく差別、とみなすカテゴリー化は以下の事例にみられる用法で、その極点を示している。猪瀬直樹東京都知事の定例記者会見の報道である。

- (15) 一高校日本史の「江戸から東京へ」の修正がいくつか発表され、関東大震災の項目について「数多くの朝鮮人が虐殺された」という一文が、史跡の言葉を引き、「朝鮮人の尊い命が奪われました」と変えられているが
- 「形容詞を少し変えるぐらいのことは大した意味はない。そうではなく、風評被害の怖さというものを別枠でつくるという発想があってもいい。3・11のときもそうだが、デマ情報や風評被害が必ず起こる。関東大震災でも一瞬だが東京を駆け巡った。こういうときはそれが恐怖になる。その恐怖は誰が原因だという話になり、朝鮮人のせいだというデマになって広がった。そういうパニックの心理を描かないと、表現をいじってもしょうがない。」(産経 130126)

この例では、関東大震災時に「数多くの朝鮮人が虐殺された」こと、もしくは「朝鮮人の尊い命が奪われた」ことの原因を「風評被害」にあるとしている。商品等への忌避行為から、人間への差別に展開した意味拡張はここでは、「パニック」に陥った群衆の人種差別的暴虐—虐殺もしくは尊い命を奪う行為—にまで適用されている。

## 5. 「風評被害」の責任者から「加害者」へ

風評被害は、経済被害である限り補償の対象となる。東電福一原発事故でも同様である。

- (16) 政府は24日、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、福島県産のハウレンソウなど政府が出荷制限した以外の農産物についても、風評被害が及んだ場合に原子力損害賠償法に基づく補償の対象とする方針を固めた。一義的に東電が負担するが支払い能力を上回る場合は国が支援する。(読売 110325)

この補償は、「原発事故の際の賠償責任などを定めた原子力損害賠償法」(読売 110404)に基づくもので、責任を取るべきなのは、「支払い能力を上回る」ことがない限り、原発事故を起こした東京電力である。この責任者＝補償者という図式は、「風評被害」において常識となっているが、「風評被害」の「加害者」というのは、2011年の東電福一原発の過酷事故の後においてはじめて多用されるようになった語法である。では、その「加害者」とはいかなるものだろうか。

- (17) 世に「風評被害」という。モノが売れない。旅行者が減少した。会社が倒産した。すべて「風評被害」だ、という。たしかにそうだろう。しかし、「被害者」がいるなら、かならず「加害者」がいるはずである。…あの「風評」を「報道」したのはテレビという怪物である。水がなくなった、とレポーターがいうから大衆はあわてて水を買ったのである。テレビこそが「風評加害者」なのである。すくなくとも共同正犯なのである。(産経 111101)

「風評被害」に関しては、しばしばマスメディアの影響や責任が取りざたされるが<sup>10)</sup>、この記事では「加害者」という語を用いることによって、「風評被害」を引き起こしたものの“意図性”が強調されている。この記事の筆者は、まずテレビ報道の作為を指摘する。テレビは事実を報道するのではない、テレビは取材と報道を通して事実を作るのである。「かれらはスーパーを訪ねて納豆がないことを発見したのではなく、納豆のないスーパーをさがして「取材」していたかのようにみえる」からである。そして、こうしたテレビ報道のセンセーショナルな「自己演出」が「風評被害」を生んでゆく。

日々のニュースではなく、調査報道の内容に対して「風評加害者」という表現が使われたケースに以下の例がある。

- (18) NHKが昨年末、国際的な低線量被ばくのリスク基準が政治的な判断で低く設定され

たという内容の番組を放映したことに対し、原子力発電推進を訴える複数団体のメンバーらが「(番組内容には)誤りや論拠が不明な点、不都合な事実の隠蔽(いんぺい)がある」として、NHKに抗議文を送っていたことが分かった。…抗議文では番組を、「視聴者に放射線の恐怖のみをあおるような“風評加害者”的報道」と決めつけた。(東京120201)

NHK番組の批判者によれば、番組が伝えた情報は、誤り等のある“根拠のない”ものであり、それをもとに「風評被害」が発生する恐れがある。ここでの「風評被害」が、もはや“経済被害”ではなく、第2節でみたような放射能への一般的忌避に拡張されていることは、批判の文言中にある「視聴者に放射線の恐怖のみをあおる」という番組の性格づけからも明らかである。さらに、その「放射線の恐怖」によって被害をこうむるのは、自分たちが訴える「原子力発電推進」ととらえられている可能性もある。その場合には、「原子力発電」の停滞による“経済被害”が発生することになる。

こうした被害を引き起こす、という起因関係を「風評加害」と表現したのは、上の(17)の例と同じく、「風評被害」を引き起こす側にそうしようという意図が存在することを伝えようとしている。被害にあうのが自分たちの「原子力発電推進」であるという認識が底流していたとすれば、相手方のその意図は、自分たちに対する悪意ある(攻撃的な)意図ととらえていた可能性もある。

「風評被害」の「加害者」としてマスメディアではなく、一般の人々が名指されることもある。以下の記事は読売新聞のweb版YOMIURI ONLINEの掲示板にのった書き込みである。2011年3月23日という原発事故後のかなり早い時期の書き込みであることが注目される。

- (19) 私は、募金はしましたが、福島県・茨城県などの産物は(ほうれん草など農産物も、海産物も、乳製品も)一切買っていません。どこかのテレビチャンネルで、生産者のかたが言ってました。「義援金はありがたいが、それよりも、うちの品を買ってください。風評被害にまどわされなくてください」まどわされればなしの私は、偽善者なんでしょうか。風評被害の加害者なんでしょうか。(読売110323)

この問いかけに対して多くの読者が、“買い控えをするのは加害者”である、という趣旨のコメントをよせている。「風評被害」のプロトタイプ特徴の中には、“根拠のない忌避行為による経済被害”という要素があるが、その忌避行為をする大衆には、被害を起こそうという意図も悪意もふつうは想定されていない。彼らを「加害者」と呼ぶことは、ここではそれとは別の“倫理的要請”に基づいている。たとえば、高度な消費生活を享受している先進国の住民は、第三世界の危機に対して構造的に「加害者」であるとみなす論理と似たこの倫理的要請は、原発過

酷事故の被災者と同じ困難（放射能汚染）からまぬかれる可能性を享受している「偽善者」を倫理的に断罪する。それは被災者に対する“思いやり”や“絆”に反した行為となる。さらに、“買い控えをする加害者”の忌避行為は、生産者（人間）を苦しめることであるから、被災者に対する“差別”と容易に類比される。

このタイプの「風評加害者」に対する断罪は、「風評被害」の原因を食品検査体制の不備や情報公開の不徹底等の社会的要因に還元する立場に対立し、放射能に対する正当な自己防衛を主張する人々を告発する<sup>11)</sup>。

「風評被害」の「加害者」を忌避行為の主体である一般大衆に帰してゆくと、「加害者」と、忌避行為にくみしない善良な市民との区別が生じる。「福島県産の食材を使ったメニューの試食会」を報じる以下の記事をみてみよう。

- (20) 参加者の中には幼い子供を連れた家族の姿も。神奈川県から来た中学生と小学生の母親は「親の中にはとても敏感な人もいて、風評被害の影響は身近に感じている。でも、安全でなかったら出回らないはず」と話す。（産経 121120）

「福島県産の食材」を家族で楽しむ母親は、自分たちを「とても敏感な人」から区別している。次の例では、感受性が問題ではなく、より行動的な特徴が問題となる。大分県津久見市と富山県立山町における震災がれきの受け入れに関する記事である。

- (21a) 吉本市長は「既に受け入れた自治体で風評被害は起きていない。データで説明すれば起きない。（反対派が）騒ぐことが風評被害につながる」との認識を示した。（毎日 120616）<sup>12)</sup>

- (21b) また、風評被害に関する質問に、舟橋町長は「（誤った内容の）文章をまき散らす方がいて、それが風評被害の元だと思う」と受け入れに反対する住民らをけん制した。（読売 130219）

「風評被害」は、受け入れ反対派の人々が、がれき受け入れの危険性を指摘して「騒ぐ」ことや、「（誤った内容の）文章をまき散らす」ことから発生する。行政の施策を黙って粛々と受け入れれば、「風評被害」は発生しない。こうして「風評被害」は特定の人々による意図的な主張・行動に起因するものとされる。(19)の例が倫理的な断罪を示していたのに対して、(21a, b)の例では、「加害者」ということばは用いられないものの、「風評被害」を起こす一部の扇動者が公的言説の中で政治的に告発されている。



## 6. 「風評被害」の原因＝大衆の無知

「風評被害」の原因として、報道機関の不完全な情報提供が指弾されることは、この用語が広く知られるきっかけのひとつとなった所沢ダイオキシン事件（廣井 2001：189-96，横田 2001）などでもみられたが、忌避行為の主体である一般市民の側にその原因を求めることはみられなかった。むしろ、忌避行為の無定形な広がりや群集心理現象として批判する視点はあったが、「風評被害」の生起自体の原因を大衆の無知にもとめることは、一般的ではなかった。こうした事態は、第1節でみた「風評被害」プロトタイプの特徴構成にも反映していた。「風評被害」は、マスメディアによって流布される誤った情報あるいは曖昧な情報の受容によって生じ、それにつられて行動する大衆は、経済被害の当事者とは性格を異にするものの、むしろ“マスメディアによる操作の被害者”であると考えられてきた。ところが、東電福一原発の過酷事故後には、放射能に関する大衆の無知こそが「風評被害」の原因であるとする言説が登場した。この言説は、第5節でみた「風評被害」の「加害者」の認定とも結びつき、忌避行為の実践者を倫理的観点からばかりでなく、知的水準（能力）に関しても断罪することに結果した。

- (22) 福島第1原発の事故は収束の見通しが立たず、環境中に放出される放射性物質への心配はしばらく続きそうだ。農作物への風評被害やミネラルウォーターの買いだめが問題となっているが、背景には放射性物質のリスクが十分理解されていないこともある。今知っておきたいことを専門家に聞いた。(毎日 110405)

「風評被害」の「背景」となるのは、「放射性物質のリスク」の理解不足であるとしているこの記事は、結論として「放射線リスク、現状は低く」（見出し）、「発がん性の増加率わずか 流通する食品、心配なし」（小見出し）という「専門家」たちが保証する正しい知識を与え、「気にする必要のない数値」に対して「必要以上に怖がらない」という正しい行動指針を与えている。正しい知識に基づいて正しく行動すれば「風評被害」はなくなる。逆に言えば、「明確な証拠はない」か、あるいは「極めて小さい」にすぎない「放射線によるリスクの増加率」を過大に評価して、「長期的に無視できる」影響を必要以上に怖がる認知や行動が、「風評被害」を引き起こすのである。

放射能に対する無知は、経済被害を引き起こす忌避行為ばかりでなく、第4節でみた被災地の住民に対する差別にも道を開く。

- (23) これまで、小中学校の授業では放射線についてほとんど教えておらず、事故後には誤った知識による風評被害や差別の遠因にもなった。このため、副読本では、自然界に放射線があることや、人体に与える影響など基礎的な知識を解説することに重点を

置いた。(産経 111015)

「誤った知識」すなわち放射能に対する正しい知識の欠如（無知）が、並列されて一体化された「風評被害や差別」両方の直接的な原因とされ、さらにその「遠因」として国民の無知を矯正する教育の欠如があげられている。「30年ぶりに復活することになった放射線教育」によって無知な大衆の「偏見」を除去する啓蒙精神に、以下の記事（社説）は無条件の支持を表明している。記事はまず、国家機関が「人への風評被害」と認定した事例（例 14 参照）を列記する。

(24a) 関東地方の小学校では福島からの転校生がクラスメートから仲間はずれにされ、不登校になった。首都圏のガソリンスタンドでは、福島ナンバーの車が給油を拒否された。放射能が人に感染するという誤解に基づく心ない行為だ。基礎的な科学知識の欠如で人を傷つけることは看過できない。放射線教育の充実を図ることが急務だ。(読売 110820)

「基礎的な科学知識の欠如」が、援助されるべき被災者を排除する「人への風評被害」を生む（「心ない」、「人を傷つける」といった罪悪感喚起語法に注意しよう）。そして「放射線教育の充実」による「正しい知識」の浸透は、偏見に基づく差別＝「風評被害」を消滅させる<sup>13)</sup>。

(24b) こうした知識は、福島県民や福島からの避難者に対する偏見を解消し、過度な不安による風評被害を防ぐことにつながろう。(同上)

学校教育における啓蒙が払拭しようとしている「風評被害」は、買い控えによる経済被害や被災者への不当な差別だけではない。以下の例は、無知な大衆の啓蒙による偏見除去の目的が、より一般的な国家目標（国策）の遂行であることを示している。記事は、「原子力の研究、利用の推進を目的に学校教育を支援する国の「原子力・エネルギー教育支援事業交付金」を被災地自治体が相次いで辞退していることを報じている。

(25a) 岩手県も震災を受けて交付を辞退。「原発事故で原子力に対する県民の厳しい目がある。これまでの取り組みに理解が得られないと判断した」（県教委）。宮城県を通して交付金を受けてきた仙台市も「原発への理解を求めるような交付金の活用は、保護者の理解が得られない」（市教委）とやめた。(朝日 120122)

それでも文科省はこの交付金を、「3割以上を原子力関連にあてる」条件で交付することを予定している。「3割以上を原子力」という条件について、文科省は以下のように述べている。

(25b) 福島第一原発の事故後は原発の大半が運転を停止し、原発の発電量は1割程度に落ち込んでいる。しかし、文科省は「放射線の正しい知識を普及し、原発事故の風評被害を払拭（ふっしょく）する必要がある」として、12年度も交付条件は変えないという。（同上）

文科省の考える「風評被害」とは、買い控えによる農業者・漁業者に対する“経済被害”でも、被災者への不当な“差別”でもない。払拭されるべき「風評被害」とは、第2節と第5節でみた放射能への一般的恐怖であり、それによる原発推進への障害という“経済被害”（例18参照）であり、また、がれき受け入れのケース（例5参照）と同様な、行政による政策遂行への障害である。「原発への理解を求めるような交付金」の支出は、「放射線の正しい知識を普及」させて、原発推進という国策への障害となる「偏見」を除去する「風評被害」対策なのである。

## 7. “事実” 発生抑制

第3節でみたように、「風評被害」は、事実に反する“根拠のない”情報の流布ばかりでなく、事実の過大評価や隣接領域への拡大からも生じるものとみなされるようになった。したがって、「事実」の発生抑制が「風評被害」への対策と把握されるようにもなったことは、例(11)がよく示していた。本節では、この方向の「風評被害」対策の新たな展開をみることで、「風評被害」と“事実”との関係を、再度、検討する。

東電福一原発過酷事故の後、政府は3月17日に食品等に含まれる放射能の暫定基準値を決めた。その直後、この暫定基準値が「厳格」過ぎるので、かえって「風評被害」を生むという議論が政治家から出た。

(26a) 暫定基準値を超える放射性物質が検出された農産品に対する出荷制限について、茨城県の橋本昌知事は25日、細川律夫厚生労働相に、基準値を緩和するよう求める要望書を提出した。…橋本氏は鹿野道彦農林水産相とも会談し、「県産品が売れず、価格が大きく下落するなど風評被害が大変厳しい」と訴え…」（産経110325）

(26b) 民主党の岡田克也幹事長は27日、農産物の出荷停止や摂取制限の目安となる放射性物質の基準値について、「少し厳格さを求めすぎている」と述べ、風評被害を招かないためにも見直しが必要との認識を示した。（朝日110327）

基準値を超えて出荷停止された農産品が存在するという“事実”が「風評被害」を生む。したがって「厳格さを求めすぎている」とみなされる「基準値を緩和」して、出荷制限のかかる農

産物を減らすことが「風評被害」対策となる。緩和された基準値未満の放射能汚染は、出荷制限の対象とはならず、したがって汚染として公的に認定された“事実”とはならないので、その周辺に生じるかもしれない忌避行為を未然に防ぐことができる、という論理である。

その後、政府は2012年4月1日から、基準値をより厳格化した「食品新基準」を適用した。この新基準制定の過程を、福島県の農・漁業者は鋭い関心をもって見守っていたが、基準が厳格化されることに彼らは両義的な反応を示していた。すなわち、一方では、以下の引用にあるように、基準厳格化が「風評被害」の解消につながるという期待がある。

(27)「基準が厳しい方が安心して出荷できる。消費者にとってもいいことだ」と受け止めている。昨年は風評被害の影響が大きかっただけに「基準が厳しくなれば、風評被害の払拭（ふっしょく）にもつながるのでは」と期待を込めている。（福島民報120125）

基準が生産者や流通業者の都合で「緩和」され、「厳格さ」を欠いたものとなっていると、消費者はその基準を信頼することができず、基準をクリアしたものさえ忌避される可能性がある。基準厳格化はこうした状況を改善すると期待される。しかし、その一方で、

(28) 県内農家には厳格化されることへの不安や動揺が広がっている。…「消費者に安心してもらうために厳格化は必要。ただ、わずかに検出されただけで周囲の農家ごと風評被害にさらされては安心してコメ作りができない」と嘆いた。（同上）

という厳格化による「風評被害」の発生を危惧する側面もある。上の引用で、「わずかに検出されただけで」という個所と、「周囲の農家ごと」という個所からわかるように、“事実”の過大評価と隣接領域への拡大という「風評被害」発生の二つの機構が二つとも意識されている点が注目に値する。

施行された新基準は、以前よりも厳しいものであったから、新たな「基準値越えが判明」するのは避けがたいことであるが、以下の記事が報道するように、この判明した“事実”の周辺にも消費者の忌避行為が及ぶ「風評被害」が発生した。

(29) 食品に含まれる放射性セシウムの新基準値…が4月から施行され、各地で連日、農水産物の基準値超えが判明している。出荷停止や風評被害は関東にも広がり、新たな課題も浮かんできている。新基準値超えが目立つのは原木シイタケで、…5市が出荷停止となった茨城県。高橋恭嗣さん（53）が栽培する古河市では基準値を超えていないものの、「注文数は例年の半分以下」と風評被害に頭を抱える。…群馬県中之条町で

は9日、野生のフキノトウから291ベクレルを検出し、地元JAが栽培ものも含むすべてのフキノトウを自主回収した。県林業振興課は「野生のものは管理できない。中之条町は温泉地が多く、たった一つのフキノトウが町全体に風評被害を広げはしないか」と懸念する。(毎日120416)

この記事で提示されている“事実”と「風評被害」の関係は、(8a, b)の海産物ケースと並行的である。引用の末尾では、「町全体」と両端的な提喩 (synecdoche)<sup>14)</sup> 関係をなす「たった一つのフキノトウ」へと“事実”を極小にまで限定することで、懸念される忌避行為の不当性を強調している。

基準厳格化は、放射能汚染として認定される“事実”の事例を増やすので、その事実の周辺に生じる「風評被害」も大きくなるという認識は、事故直後の例(26a, b)と同様に、「風評被害」対策として、厳格な基準による“事実”の過剰認定を抑制しようという発想を生む。以下の記事(社説)は、こうした発想を直接的かつ明確に展開している。

#### (30a) 原発風評被害 放射能の基準から考え直せ

放射能の安全基準について政府は根底から考え直すべきだ。政権交代はその好機と言えよう。消費者庁が、東京電力福島第一原子力発電所事故による風評被害の対策を強化する。森消費者相は、「民主党政権は消費者の不安を募らせた」と述べ、具体策の検討を指示した。野田政権は、食品中の放射能基準を海外より厳格化した。…その結果、基準超過が増え、食品の信頼回復は進まない。(読売130224)

「消費者」が「不安」になるのは、例(27)が示唆するように、安全基準が厳格さを欠いたものだからではない。そのまったく反対であり、厳格化された基準が、「基準超過」を増やすことによって、放射能汚染の“事実”を消費者に突きつけたからだ<sup>15)</sup>。そこで放射能汚染の“事実”が生じないように、言いかえれば、現実にある放射能汚染が、“事実”としての顧慮に値しないトリビアにとどまり、“放射能汚染”という名づけに値する“事実”に昇格しないように、基準を「根底から考え直すべきだ」とこの記事は主張する。

さらに、厳格化された基準の弊害は、食品の流通・販売の領域にとどまらない。というのも、「風評被害」の根幹は、基準設定の基盤をなす放射線防護の考え方にあるからだ。

(30b) 問題なのは、野田政権が年1ミリ・シーベルトの被曝線量を安全と危険の境界線としたことだ。…1ミリ・シーベルトでの線引きは、16万人近くの避難者の帰還を遅らせる要因にもなっている。ICRPは、被災地の復旧過程では、年20ミリ・シーベルトまで許容し、可能な範囲で年1ミリ・シーベルト以下にするとの考え方を示して

いる。(同上)

「年1ミリ・シーベルト」という過剰な放射線防護基準は、食品や除染の基準に取りこまれ、あらゆる領域で放射能汚染という“事実”を作り出して、放射能への一般的恐れを誘発する。人々は、無知ゆえに、基準が作り出した放射能汚染を根拠なく恐れる。食品の忌避ばかりか、この恐れは放射能汚染が残る被災地への帰還に対するためらいにもつながり、復興の妨げとなる<sup>16)</sup>。もし政府が基準を「根底から考え直」して、放射線防護の「境界線」を、基準緩和の方向に引きなおすなら、こうした「風評被害」は解消する。国家が、放射線防護の対象にならない、と宣言することは、(問題にするほどの)放射能汚染は存在しない、ということの意味するからだ。

基準の設定というすぐれて政治的な行為が、「風評被害」の根底的解決の糸口になるという考え方は、一方では「風評被害」対策における政治の役割を強調する言説を生み、他方では、それへの期待の表明にもつながる。

- (31) 安倍総理大臣は24日、福島県郡山市を訪れて農業の現場を視察し、…記者団に対し、「政治の仕事は、風評被害を払拭(ふっしょく)していくことだ。…」と述べ、農産物の風評被害対策に全力で取り組む考えを強調しました。(NHK 130324)

政府が「全力で取り組む風評被害対策」とは、公官庁がおこなう具体的な対策ばかりではなく<sup>17)</sup>、(30a, b)をめぐる議論でみたように、現状を「根底から考え直す」ための「政治の仕事」でもあるだろう。それがどのようなものと期待されているか、その一端を以下の引用は示している。現状では原発事故対策の拠点となっている「Jヴィレッジ」の運営会社社長のインタビューである。

- (32) 「現状の放射線量でも健康に問題がないという専門家の見解もある。安易に安全宣言を出すことを政府に求めているわけではないが、しっかり調べた上で問題がないのであれば安全宣言を出してもらいたい。そうしなければいつまでたっても住民は戻ってこられない。…住民が戻ってこられなければJヴィレッジの復興もあり得ない」  
——風評被害も心配だ  
「最大の問題かもしれない。目に見えないものなので、実態以上に恐れてしまいがちだ。そういう意味でも政府は明確な見解を示して過剰な不安を払拭してほしい」

「安全宣言」によって「過剰な不安を払拭」して「風評被害」を一掃し、住民の帰還と「復興」を実現するために、政府が「明確な見解」を出すことが求められている。「安全と危険の境界

線」を含めた様々な社会的カテゴリーの境界を設定することは、国家の独占的な機能だからだ (Bourdieu 2012: 262-3)。

## 8. 派生的プロトタイプの特徴構成

ここまで、第2節から第7節において「風評被害」という用語の多岐にわたる意味・用法の拡張を検討してきた。その頻度と広がりからみれば、この用語は、今や本来の意味から拡張された派生的カテゴリーをも形成していると言える。本節では、この派生的カテゴリーの意味構造を総括的に考察する。

まず、派生的用法においては、“経済被害”ばかりでなく、政府・自治体の政策遂行への障害、人への差別などに対してもこの用語が適用されていた。そして、それらさまざまな“被害”の背後には、放射能に対する一般的な恐怖が潜んでいた。本来の用法と派生的用法の間で大きく変容した特徴には、「風評被害」と“事実”との関係があった。“事実の裏づけがない”忌避行為であったはずの「風評被害」は、むしろ“事実”によって呼び起こされ、蔓延させられるものとなった。さらにそれは、原発事故被災者への「心ない」差別をも含んだ、一部の人々の「加害」行為的な言動によって、一般大衆の無知という基盤の上に拡大されるものとなった。以上の諸点をまとめると、原発事故後に形成された派生的カテゴリーの諸特徴は、以下のよう

### B：派生的「風評被害」のプロトタイプの特徴構成

- (a) 「放射能に対する一般的な恐怖」に基づく「大衆的な忌避行為」。
- (b) 「大衆的な忌避行為」は放射能汚染と結びつく物と人を対象とする。
- (c) 「大衆的な忌避行為」によって、政治・経済・社会システムの正常な機能が阻害され、経済被害、社会不安、政治不信、政策批判、人権侵害（差別）等が生ずる。
- (d) 「大衆的な忌避行為」または「放射能に対する一般的な恐怖」は①“事実”の隣接領域への拡張、もしくは“事実”の過大評価から生じ、②大衆の無知（誤った知識）を基盤とする。
- (e) 「大衆的な忌避行為」または「放射能に対する一般的な恐怖」は、①一部の人々によって、喚起・流布され、②原発事故の被災者に対する差別行為となる。

第1節でみた本来のカテゴリーの特徴のうち、多義的な拡張を経た後でもよく保存されているのは、“大衆的な忌避行為”という側面である。この特徴の共有が、他の点ではかなりの差異を見せる二つのプロトタイプの特徴構成の連結を確保している。

上の特徴の共有とは反対に、派生プロトタイプは多くの点で本来のプロトタイプからの変

容（逸脱）を示している。それは、まず“忌避行為”の範囲が放射能汚染に関連したものに限られるところから始まる。これは、この拡張カテゴリーが東電福一原発の過酷事故の報道の中で発展・形成されてきたことを背景にしている。この限定はきわめて緊密で、実際、特徴（a）と（b）は、“放射能汚染を恐れるから放射能汚染を忌避する”というように、循環的でさえある。「風評被害」の領域に関するこうした限定は、以下の特徴（c）、（d）、（e）にみられる本来的プロトタイプからの乖離の余地を生みだし、かつそれを動機づけている。

忌避行為の範囲が特化するのとは対照的に、忌避行為のもとになる心理、その対象および忌避行為がもたらす被害の内実の点では、すべてが本来的カテゴリーの当初の限定から逸脱して拡散している。まず、忌避行為をひき起こす「放射能に対する一般的な恐怖」だが、これは、本来的カテゴリーが依拠していた“不安・不信”を含みつつ、より切迫した情動にまで広がっている。また、忌避行為の対象は、放射能汚染という事態が関与するほとんどすべての領域に広がり、また忌避行為の被害は、あらゆる方面の社会的影響におよんでいる。放射能汚染とその情報が、大衆の心理と行動に与える影響、そしてその影響に起因する社会システムの弊害が、すべて「風評被害」の名で呼ばれているかのようだ。このほとんど無節操ともいえるメトニミー的拡大こそが、原発事故後の「風評被害」の第一の特徴である<sup>18)</sup>。

前段で述べたメトニミー的拡張は、派生的プロトタイプの特徴（a）、（b）、（c）にかかわるが、「風評被害」と“事実”との関係を定式化する特徴（d）では、すでに第3節でみたように、メトニミーとメタファーの両方の機構が働いていた。“事実の裏づけ（根拠）がない”という本来的プロトタイプの特徴は、これらの機構を通して多様な（そしてしばしば曖昧な）関係に拡散した。また、本来的プロトタイプの特徴群には、忌避行為の原因として“誤った情報あるいは曖昧な情報のマスメディアによる流布”と大衆によるその“受容”が含まれていた（第1節：A. 本来的プロトタイプの特徴（d）および（e））が、派生的プロトタイプでは、この因果関係が大幅に変容している。忌避行為の原因は、情報を受容する大衆側の「誤解」や「誤った知識」に帰される。この変化は、情報と忌避行為とを結ぶ因果関係連鎖におけるメトニミー的な焦点の移動によって達成される。本来的プロトタイプ特徴の（d）および（e）を否定して、“マスメディアが流布する情報は誤っていないし、また曖昧でもない”という前提から出発すれば、“忌避行為をひき起こす情報の不適切性は、受容者側の情報処理の不適切性から生じる”という結論がえられる。この操作、すなわち因果関係の細分化と再組織化は、本来的「風評被害」に潜在していた“群集心理による不合理な行動”という側面（例（15）における「パニック」というメタファー参照）に依拠しつつ、放射能汚染にかかわる派生的「風評被害」の基本的な性格づけに寄与している。まず、この因果関係の転換は、“政府が発表し、マスメディアが伝える情報は適切である”という暗黙の前提を、暗黙のまま広く受け入れさせる。さらに、「風評被害」という現象は、公的な情報提供およびその報道という社会的な要因を脱色され、受容者の責任に帰されることで、個々人の心理的な問題に変換される。この“個人化・心理化”は



受容者（大衆）の間に新たな区分（カテゴリー化）を生む。すなわち、「正しい知識」をもった“責任ある行動主体”である個人と、「誤解」と「誤った知識」ゆえに盲目的に行動する“無知な群衆”への区分である<sup>19)</sup>。大衆（国民）に適用されるこの区分が、以下で述べる「加害者」同定の基盤となっていることは言うまでもないし、「風評被害」の責任を特定の人々の感覚・考え・行動に帰す着想の基盤ともなっている。

(e)における「加害者」の設定も派生的プロトタイプの顕著な特徴である。ここで援用されている言語的手段は、Taylor (1995: 邦訳 pp.152-3) が「含意の前景化」と呼ぶプロセスであると思われる。“忌避行為によって産物の販売不振が起こると、生産者は困窮する”という事実認定から、“したがって、忌避行為は生産者を困窮させ、苦しめる行為である”という含意が生じる。この含意された事態へのメトニミー的な焦点移動が「風評被害」の「加害者」の設定の基盤となった。さらに、その設定は原発事故後の状況によっていっそう動機づけられることになった。すなわち、本来同情され、かつ援助されるべき震災と原発事故の二重の被災者に対する倫理的要請への背反や、“絆”というスローガンに代表される「災害ユートピア」（関谷 2011: 157-9）からの疎外が、「加害者」が内在化すべき罪悪感を正当化したのである。

ここで、派生的「風評被害」の諸特徴をかなり分有して、その典型的な使用例となった記事を検討しよう。産経新聞の以下の記事は、震災・原発事故発生後2周年の日に「主張」（他社の社説にあたる）として掲載されたが、「3・11 復興支える「絆」強めたい まず風評被害を根絶しよう」というそのタイトルからすでに「風評被害」の「加害者」への糾弾が始まっている。

(33) (震災で被災した—注：筆者) こうした人々を支えるために、実践すべきことがある。

まず風評被害の根絶だ。福島農水産物は厳格な安全基準と検査を経て、市場に流通している。だが、売れない。放射線に対する拒絶反応が肥大しているからだ。さらに国は、年間1ミリシーベルトまで除染するという非現実的な目標も掲げている。風評の範囲は東北全県や茨城にも及ぶ。震災がれきの受け入れ拒否も、根っこは同じだ。過剰な自己防衛が被災者を傷つけていることを認識すべきだろう。大震災直後、海外にまで広がった「絆—つながり」を思い起こしたい。どんな形でも、心をつなぐことが被災者の力になる。放射線を恐れるな、と言うのではない。被災地の窮状を理解し、「つながり」を拒絶するなと訴えたいのだ。風評被害は偏見から生じた人災である。(産経 130311)

記事はまず本来的な意味での「風評被害」、すなわち作物の販売不振に言及する。しかし、すぐにそのあと「震災がれきの受け入れ拒否」もその範囲に入れられる。一方、「風評被害」の因果関係に関しては、記事は明確に忌避行為者の責任を追及している。それは、「肥大」した「放射線に対する拒絶反応」であり、「偏見から生じた」「過剰な自己防衛」という、知的に

も倫理的にも誤った個人の姿勢に由来する。さらに「風評被害」という「人災」の責任者は「被災者を傷つけている」と指摘される。ここには、放射線への恐れから多方面に拡散する被害、無知で非道徳的な加害者による被災者の差別という要因がすべて出そろっている。また、厳格な放射線防護基準は、「非現実的な目標」であり、かえって無知から生じる放射能汚染に対する過剰な拒絶反応を正当化してしまうという主張も、第7節でみたとおりに、「風評被害」と“事実”との関係を派生的プロトタイプに適合させる論点である。

「風評被害」の派生的プロトタイプの諸特徴が示すように、「風評被害」という用語は、放射能を恐れる心理と行動が世の中の正常な運行、すなわち原発事故以前の日常のつつがない進行を阻む社会現象全般に適用されるようになった。「風評被害」の基盤にあるこの一般的“恐れ”は、日本の為政者にとっては、大恐慌期のアメリカ大統領、Franklin D. Roosevelt が言う「恐れるべきなのは恐れそれ自体」という“恐れ”のプロトタイプに対応するだろう<sup>20)</sup>。

So, first of all, let me assert my firm belief that the only thing we have to fear is fear itself—nameless, unreasoning, unjustified terror which paralyzes needed efforts to convert retreat into advance.

未曾有の危機のあとでは、「後退を前進に変えるために必要となる努力をくじく、得体の知れない、不条理で、いわれの無い恐怖」を克服することが新体制のスタートとなる。そして「風評被害」こそ、このまさに克服されるべき障害なのである。さらにRooseveltは、上の引用に続いて、国家の「指導層」への国民の信頼を要求している。

In every dark hour of our national life a leadership of frankness and vigor has met with that understanding and support of the people themselves which is essential to victory. I am convinced that you will again give that support to leadership in these critical days.  
(Franklin D. Roosevelt, Inaugural Address, March 4, 1933)

東電福一原発過酷事故後の日本においても、同様の信頼や“絆”が求められてきたが、「風評被害」こそは、国民を分断して、まさにこの信頼を浸食する「いわれの無い恐怖」なのである。「風評被害」が、体制の深刻な危機をもたらす一般的信用不安にまで拡張したことは、第6・7節でみたように、それへの対策が国家による“事実”カテゴリー区分の管理や、公教育による無知の啓蒙という方向を示している点からも確かめられる。「風評被害」を“差別”と同一視する視点が国家の「メッセージ」として提出されたのと同様、「風評被害」対策は、国家による「政治の仕事」となったのである。

## 9. 結論

我々は、上の各節で、2011年3月11日に発生した東電福一原発の過酷事故以後の報道における「風評被害」という用語の使用法を検討し、この用語が、事故以前に慣用的であった本来の用法から広範囲な拡張を示し、今や新しい多義性の極を形成するに至ったことをみてきた。この意味・用法の拡張は、この語彙の適用範囲をプロトタイプ・カテゴリーとしてとらえることによって整合性をもって記述できた。すなわち、本来的な意味から派生的な意味への拡張は、本来的なプロトタイプの諸特徴が、メトニミーやメタファーを介して変容したことの結果として理解することができる。その一方で、拡張をへた後も保存された特徴の存在が、本来の用法と派生的用法との連続性を保証していた。この点では、拡張の結果として生まれた用法は、本来的「風評被害」のカテゴリーの周辺の事例として理解できる。我々が、この周辺事例を派生的プロトタイプとして新たな中心を形成しつつあるとみなしたのは、この用法の独立性と安定性のためである。しかしながら、このことは、この派生的プロトタイプが、“プロトタイプ遷移 (prototype shift)” (Ungerer et al. 1996: 邦訳 pp.316-18) を経て、本来的なプロトタイプにとって代わったということの意味しない。多くの新聞報道、たとえば、経済的損失の賠償問題などの報道では、「風評被害」は、あい変わらず本来のプロトタイプと結びつけられて使用されている。我々が想定した派生的プロトタイプが、東電福一原発事故後の特殊な状況で生みだされた一時的変異として、今後は消滅してしまうのか、あるいは少なくとも本来的なプロトタイプの“副次的プロトタイプ” (Taylor 1995: 邦訳 pp.122-3) として、この語彙の意味構造に生き残りつづけるのか、定かではない。しかし、この派生的プロトタイプが一時の特異現象にすぎなくても、その記述と理解は、語彙の意味拡張という言語学的な観点からも、原発過酷事故後の報道のありかたの検証というメディアリテラシーの観点からも、有効かつ必要であると思われる<sup>21)</sup>。

序論でも言及したように、本稿で、我々は「風評被害」という用語のテキスト内での意味・用法にのみ注意を払い、現実の状況という社会的文脈におけるこの語の使用の適切性の問題は、意図的に捨象した。しかし、影浦 (2011: §6.2) などで先駆的に扱われているこの問題は、「風評被害」という用語の拡張のメカニズムを理解するうえで不可欠な要素である。我々はこの用語のプロトタイプの拡張・再編に、それを構成する諸特徴のメトニミーやメタファーを介した変容をみたが、そうした言語内的な動態を言語外的に動機づけている社会的要因、すなわち言語の創造的使用をうながす社会的なコミュニケーションの意図を見逃すのは、「風評被害」という用語の意味記述として大きな欠陥となろう。この点は、今後の新たな研究課題としたい。

## 注

この研究ノートの掲載に際して、二名の匿名査読者の先生方から、詳細かつ入念な査読に基づく数々の的確かつ有益なご意見・ご指摘をいただいた。それらの有益なご指摘をうけて、初稿にいくつかの重要な改定を施すことができ、またご指摘に基づいて文体的改善を試みた点も多々あった。京都産業大学論集人文科学系列編集委員会の先生方とともに、査読者の先生方に深く感謝の意を表す。なお、査読によるご指摘にこたえるべく最大限の努力をしたが、依然として残る不備な点は、言うまでもなく筆者自身に帰されるものである。

- 1) プロトタイプ意味論に関しては、Taylor (1995), Ungerer et al.(1996)を参照のこと。我々は、Lakoff (1987), Langacker (1987) からも大きな示唆を得た。なお、プロトタイプ意味論に基づく、個別の語彙の意味、特にその多義性に関する研究として、上に引用した研究のほか、Coleman and Kay (1981) も参照した。
- 2) Lakoff (1987:II-2) で詳しく研究された英語の前置詞・副詞 over と、この語彙とともに Taylor (1995 : 第6章) で解説された動詞 climb の多義構造がこうした点をよく理解させてくれる。
- 3) 東電福一原発の事故の進展が予断を許さず、かつ、放射能による汚染が気象状況等の要因で刻一刻と変化する可能性のある3月18日(南相馬市長への電話取材の日)の時点では、過去の観測データが今後の安全を保障するとは限らない。この論点から、南相馬市長の判断が正しいかどうか議論の余地があるが、序論で述べたとおり、こうした問題には本稿では立ち回らない。
- 4) 産経130220は、兵庫県尼崎市で体罰行為があったことを報じたが、「市教委は学校やクラブ名について「調査中で、風評被害が出る恐れがある」として公表していない。」とつけ加えている。この事例では、「風評被害」のプロトタイプから、「忌避行為の根拠がない」という特徴とともに、「経済的被害」という特徴も失われている。
- 5) 読売110406aでは、「風評被害などで平潟漁協では魚価が3分の1ほどに値崩れし」たことを伝える一方で、コウナゴ以外の魚で汚染が確認されていないことを強調している。しかし、この確認は「那珂湊漁協(ひたちなか市)と磯崎漁協(同市)は5日、調査結果を公表。ひたちなか市沖でとれたコウナゴは放射性セシウムが83ベクレルと暫定規制値以下で、放射性ヨウ素も600ベクレルと野菜の暫定規制値の3分の1以下だった。シラウオ、アイナメなど他の6魚種も放射性セシウムは検出しなかったか、4~94ベクレルと暫定規制値を下回った」ということで、調査地点は茨城県中央部であり、「魚価が3分の1ほどに」なった平潟漁協(福島県境)の海域からは60kmほど南にある。また、平潟漁協で値崩れした魚種は「平潟漁港で5日、漁が再開し…ヒラメ、アンコウ、アナゴをとり午後2時過ぎに帰港した。…売価は3分の1程度だった」とある通りだが、この魚種が那珂湊・磯崎漁協での調査の対象となった「シラウオ、アイナメなど他の6魚種」に含まれていたか明確ではない。結果として、平潟漁協でとれたコウナゴ以外の魚種に汚染が確認されていないかどうか、記事では明示されていない。
- 6) これは予防原則に対立する考え方である。実際、「風評被害」という用語は、しばしば予防原則に立つ思考・行動への批判として用いられる。予防原則については、欧州環境庁編(2005)および日本科学者会議編(2013)参照。
- 7) (9)の例における「風評被害」は“経済被害”に限定されるものではなく、第2節で論じた“放射能への一般的恐怖”や“社会システムの正常な機能への障害”に拡張されていると思われる。
- 8) 2013年8月に生じた東電福一原発事故現場における放射能汚染水漏出事故―国際基準でレベル3(重大な異常事象)に認定―のあと、東京電力が宮城県の漁業関係者に対して開いた説明会を報じた以下の記事では、全文625文字のなかに「風評被害」という表現が4回も登場する。その生起箇所をつなげて引用しよう。

出席者からは風評被害を懸念する声が続いだ。…質疑応答では、「汚染水を海に流出させないで」といった要望が出たり、「風評被害をどうしてくれるのか」…と怒りの声があがったりしたという。…漁協関係者が求めている風評被害への具体的な補償などは示さなかったという。…県漁協の菊地伸悦会長は「放射能の問題が一つ出ると、風評被害の払拭に向けて懸命に努力してきたことが一瞬

で無駄になる。」(読売 130831)

この記事からは、漁業者はあたかも「風評被害」にしか関心がないかのような印象が与えられる。事態に即応した「汚染水を海に流出させないで」といった要望以外、漁業者からは海産物の実質的な放射能汚染に関する疑問・不安・懸念・怒りといったような発言は記録されていない。この実質汚染の全般的な非焦点化は、本文でみた農業者のケースと同様、「風評被害」という用語の広範囲な拡張が基盤となっている。同じ漏出事故によって、試験操業を中止したいわき市漁協の判断を伝える以下の記事をみてみよう。

試験操業の対象漁場では汚染水の影響は確認されていない。しかし、組合員から風評被害を心配する意見などが相次ぎ、21日午前の試験操業検討委員会で延期を申し合わせた。(読売 130821)

ここでは、海産物の正当な販売を阻害する要因のうち、「確認」され、検証された海産物の放射能汚染以外のすべての要因を「風評被害」で一括している。残存する要因には、放射能汚染水の漏出による将来の海産物の実質的汚染という事態もろろん含まれる。

- 9) 「風評被害」を前面に出して、実害を非焦点化する言説は、東電福一原発の過酷事故の政治的中枢部でもみられる。

「原子力規制委員会の田中俊一委員長は…東電福島第一原発の敷地内で増え続けている汚染水について…将来的には除染により放出が許される濃度まで下がった水の海洋放出は不可避との考えを示した。…一方で、「放出により(漁業などの)風評被害は必ず起こる。それは何とかしなければならぬ。」(東京 130725)

海洋放出によって引き起こされる問題を「風評被害」に限ることで、実害は非焦点化され、「放出が許される濃度」の水からは実質汚染はあり得ない、という暗黙の前提をいっそう強化している。

- 10) 関谷(2011:65)は「メディア報道」に関して「風評被害の源泉ともいえる」と記している。廣井(2001:178-82)も「風評被害」と「過剰報道」の関係に言及している。
- 11) 日経プラスワン 110625 は、「最近、よく『風評被害』っていう言葉を聞きますが、『被害』というなら加害者は誰なのでしょう」という導入から始まり、「野菜や魚を買い控える人や、輸入を規制する国が『加害者』なのかな」という疑問に対して、「食品の風評被害も、徹底した情報公開によって、消費者が安心できるようにすることが必要なのです」、「『風評被害』の犯人は『情報不足』だったのね」という結論で終わる。
- 12) 以下の記事が示すように、津久見市長は「反対派」の人々を非科学的な狂信者(オカルト的)とみなしているようだ。「津久見市の吉本幸司市長は18日の市議会で、市民の健康被害の調査が必要だとする質問に対し、「震災がれきの放射能濃度は高いという前提で)怖い物、怖い物だとの脅しから始まるオカルト集団的な発言」と述べた。吉本市長は直後に「ちょっと言葉が過ぎた」と弁解した。」(読売 120618)
- 13) 原発事故被災者に対するいわれのない偏見=差別にまで拡大された「風評被害」を撲滅するために教育の役割が期待される一方で、「専門家」たちも大衆の無知に対する「啓発」の必要を強調している。広島、長崎に投下された原爆の影響を検討する原子爆弾後障害研究会が5日、広島市内のホテルであった。…収束のめどが立たない福島第一原発事故に関し、広島、長崎で蓄積された研究成果を生かすべきだとの声が相次いだ。神谷研二・広島大原爆放射線医科学研究所長は「『放射能がうつる』といった根拠のない風評被害が広がっている」と懸念。「広島と長崎が立ち上がっていく必要がある」と説いた。(朝日 110605)
- 「広島・長崎の研究成果を」東電福一原発過酷事故の対策に生かそうという研究会の報道で、まっさきに取り上げられているのが、この「風評被害」対策である。さらに、福島県放射線健康リスク管理アドバイザーでもある山下俊一・長崎大大学院教授は「全国の専門家が結集して啓発に努める必要性を説いた」という。原爆被爆地広島と長崎を代表する神谷・山下両医師は、福島における放射線医療に積極的にコミットしている。二人は福島県立医大と広島大・長崎大との連携協定締結により、広島大原爆放射線医科学研究所の神谷研二所長と長崎大医歯薬学総合研究科の山下俊一科長が県立医大の特命教授に就任。将来的には医学分野に加え、放射線による風評被害対策の研究や学生向けの合同講座の開設も検討している。(読売 110403)

「風評被害対策の研究」が、「広島と長崎が立ち上がっていく必要がある」と考える医学者たちによって、福島の医科大学で他の「医学分野」の研究と並行して行われていくことは注目に値する。島蘭(2013:第3章)は、こうした「専門家」たちによる「リスク・コミュニケーション」をきびしく批判している。

14) 提喩 (synecdoche) とは、部分で全体を指示する(「手が足りない」:手=人間)用法で、メトニミーの低位カテゴリーである。Taylor (1995:邦訳 pp.148) 参照。

15) この記事と同様の考え方が、国会の場でより明示的に表明されている。自由民主党・鬼木誠衆議院議員の2013年4月11日、衆議院消費者問題特別委員会での質疑には、以下のような個所がある。

政治主導の名のもとに食品中の放射性セシウムの線量上限を年間5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに引き下げました。この基準の引き下げによって、基準値以上の放射線量値を示す食品がたくさん発生しまして、そして発生するごとにテレビ、新聞でことさらに危険な物として取り上げられ、消費者の不安心理が高まり野菜や魚の生産者は、安全である食品まで売れなくなる。そうした風評被害で苦しんでいるという状況が続いております。

([http://www.youtube.com/watch?feature=player\\_embedded&v=o8WbhffBx7M#t=231](http://www.youtube.com/watch?feature=player_embedded&v=o8WbhffBx7M#t=231), 2013年9月3日最終参照)。

16) 被災地への帰還に対する障害と食品の「風評被害」を、一括して「年間1ミリシーベルト」という放射線防護基準の「厳しさ」に求める論点は、以下の記事でも全く同様に展開されている。

あらゆる工学システムにおいてゼロリスクはないのだが、民主党政権は原発にだけそれを強要しようとした。その矛盾の一端が、除染における年間1ミリシーベルト目標という被曝(ひばく)線量の厳しさに表れている。被災者の帰還の遅れや農水産物の風評被害の根本原因ともなっている。(産経130312)

17) 復興庁による「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ」によれば、同庁による風評被害対策は以下の諸点からなる。(http://www.reconstruction.go.jp/topics/20130402\_fuhyopkg.pdfにて公表。2013年9月3日リンク最終確認)

①放射性物質の確実な把握とコミュニケーションの強化

- ・被災地産品の放射性物質検査の実施
- ・空間線量等の環境放射線量の確実な把握
- ・正確で分かりやすい情報の提供等コミュニケーションの強化

②風評被害を受けた産業への支援

- ・被災地産品の販路拡大、新商品開発等
- ・国内外から被災地への誘客促進等

18) これらの拡張用法においては、メトニミーとメタファーの両方の機構が重複して介在していると思われるケースもある。たとえば、人への差別への拡張は、例(12)が示すように、拒否される産物とそれを持ち込んだ生産者が一括して忌避行為の対象になるという隣接性(メトニミー)によって媒介されたが、その一方で、汚染地に存在するという共通点を介して、産物から人へとメタファー的な拡張も作用していたと思われる。

19) 本来的な「風評被害」においては、大衆は、“責任ある行動主体”の集合ととらえられ、彼らの“根拠のない”行動は情報提供側の責任であるとであるとみなされてきた。「パニック」に陥るような“無知な群衆”という側面は二次的に潜在していたにすぎない。注意すべきは、この背反する二つの性格づけが、大衆の併存する二つの側面(矛盾する二重性)としてとらえられていたことで、それらが、大衆(国民)を「正しい」者と「誤った」者に区分する基準とはなっていなかったことである。

20) Rooseveltの言い回しが示唆する“恐れの中の恐れ”、あるいは“本物の恐れ”という限定は、カテゴリーに属する事例のうちで、そのカテゴリーのプロトタイプを見つけた表現手段の一つである(Rosch and Mervis 1975)。

21) 安富(2012:249-258)は、「風評被害」について、きわめて興味深い独自の解釈を展開している。安富によれば、「風評被害」とは、「ブランドというよい風評が受ける被害」である。利益の源泉が「ブランド」である現代経済下では、「よい風評」(よい評判)に傷がつくことは、経済的損失をもたらす。

安富流の解釈では、忌避行為（あるいは他の商品に対する相対的非選択）は、経済損失の原因ではなく、ブランド価値の低下の帰結である。また、ブランド価値は、マイナス効果を持つ要因があれば、根拠のあるなしにかかわらず低下するし、とりわけ、マイナス効果が事実に基づいているとき、ブランド価値の低下は決定的となる。この解釈は、第3節でみたように、派生的「風評被害」が“事実”の裏づけのあるなしにかかわらず、経済的損失一般に適用され、「風評被害」こそが損失の実体であるとみなす生産者の観点と符合する。「風評被害」のこうした解釈が、我々の派生的プロトタイプに基づく用法に重合している可能性もある。

## 記事一覧

### 読売新聞

- 読売 110317：「安全なのになぜキャンセル」牛乳生産者落胆
- 読売 110318：「正確な情報を迅速に」福島知事、防災相に苦言
- 読売 110322：風評被害の懸念広がる…漁業拠点移す動きも
- 読売 110323：被災地の産物を買わないのは、風評被害の加害者か
- 読売 110325：農産物、風評被害も補償対象…政府方針
- 読売 110326：自主避難判断、市町村に委ねる形に…野党は批判
- 読売 110403：福島県立医大が広島大・長崎大と連携協定
- 読売 110404：福島原発事故の補償どうなる？どうする？
- 読売 110406a：放射性物質、茨城漁業に大きな影…風評で値崩れ
- 読売 110406b：茨城漁船の水揚げ拒否、農水省が「違法」と通知
- 読売 110409：「福島県民お断り」入店・宿泊、風評被害相次ぐ
- 読売 110412：飯館村、全農作物の作付けを中止
- 読売 110413：福島原発事故 深刻度「7」でも冷静な対応を（社説）
- 読売 110422：人への風評被害は人権侵害、法務省が緊急声明
- 読売 110820：「放射線」を学ぶ 基礎知識の習得で偏見なくせ（社説）
- 読売 120413：札幌市長、がれき拒否「発言で風評被害」に反論
- 読売 120618：がれき処理で健康調査要求は「オカルト集团的」
- 読売 120630：風評被害会議、設置へ
- 読売 130219：町長「健康被害なら私を訴えて」…がれき焼却
- 読売 130224：原発風評被害 放射能の基準から考え直せ（社説）
- 読売 130821：風評心配、漁協が試験操業延期…原発汚染水流出
- 読売 130831：原発汚染水 東電、県漁協に謝罪

### 産経新聞

- 産経 110320：アエラが謝罪 表紙の防毒マスクに「放射能がくる」 風評被害助長批判に
- 産経 110325：農産物の暫定基準値、緩和要請 茨城知事が厚労相に
- 産経 111015：放射線授業の参考に 文科省が副読本作成、配布へ
- 産経 111101：社会学者・加藤秀俊 風評被害あれば「風評加害」あり
- 産経 121020：野菜工場に新規参入続々 震災復興にも貢献
- 産経 121120：「安全・おいしさ」伝えたい 福島県産食材 プロが語る魅力
- 産経 130126：東電「ぼったくりバー」尖閣利活用「いまは五輪招致が先」
- 産経 130220：尼崎市立中でも体罰「鼓膜破れる」「平手打ち」…6校の教諭9人が生徒24人に体罰 市教委が調査報告
- 産経 130311：3・11 復興支える「絆」強めたい まず風評被害を根絶しよう
- 産経 130312：福島事故2年 原発活用し生き残ろう

## 毎日新聞

- 毎日 110318：福島原発：「風評で物流が断絶」南相馬市長が窮状訴える  
 毎日 110405：東日本大震災：暮らしはどうなる？／16 放射線リスク、現状は低く  
 毎日 120416：クローズアップ2012: 食品セシウム新基準 相次ぐ出荷停止に悲鳴  
 毎日 120616：東日本大震災：震災がれき受け入れ 県、風評被害時に窓口

## 朝日新聞

- 朝日 110327：放射性物質の基準「厳格さ求めすぎ」民主・岡田幹事長  
 朝日 110605：「広島・長崎の研究成果を」 原爆症研究者ら福島懸念  
 朝日 120122：原発教育、事故後も交付金 辞退の自治体相次ぐ（吉田海将）

## 東京新聞

- 東京 120201：被ばく基準緩和 NHK番組「論拠不明確」 原発推進団体が抗議  
 東京 130119：国「ブラック企業と風評」 遺族「企業利益なぜ優先」 高裁が「黒塗り」追認 過労死  
 企業名 開示訴訟  
 東京 130725：汚染水問題で規制委員長「基準以下、放出不可避」

## 日本経済新聞

- 日経プラスワン 110625：「風評被害」の加害者って誰？

## 福島民報

- 福島民報 120125：【食品のセシウム新基準】「農家やめるしか...」 一律厳格化に怒り 県、検査態勢を不安視 福島で説明会

## NHK NEWSWEB

- NHK 130324：首相 農産物の風評被害対策に全力

## 参考文献

- 荒井文雄（2012）：「重大災害時におけるメディアの役割—東京電力福島第一原子力発電所事故後における放射線健康被害リスク報道の検証—」, 京都産業大学論集・人文科学系列第45号, pp.103-145.  
 Bourdieu, P. (2012): *Sur l'Etat : Cours au Collège de France (1989-1992)*, Seuil, Paris.  
 Coleman, L., Paul Kay (1981): "Prototype semantics: the English word *lie*", *Language* 57-1, pp.26-44.  
 深田智・仲本康一郎（2008）：『概念化と意味の世界：認知意味論のアプローチ』, 研究社, 東京。  
 廣井脩（2001）：『流言とデマの社会学』, 文藝春秋, 東京。  
 日隅一雄・木野龍逸（2012）：『検証 福島原発事故・記者会見—東電・政府は何を隠したのか』, 岩波書店, 東京。  
 伊藤守（2012）：『ドキュメント テレビは原発事故をどう伝えたのか』, 平凡社, 東京。  
 影浦峯（2011）：『3.11 後の放射能「安全」報道を読み解く：社会情報リテラシー実践講座』, 現代企画室, 東京。  
 影浦峯（2013）：『信頼の条件—原発事故をめぐることば』, 岩波書店, 東京。  
 木野龍逸（2013）：『検証 福島原発事故・記者会見2—「収束」の虚妄』, 岩波書店。  
 Lakoff, G. (1987): *Women, fire, and dangerous things : what categories reveal about the mind*, University of Chicago Press, Chicago.  
 Lakoff, G. and M. Johnson (1980): *Metaphors We Live by*, University of Chicago Press, Chicago.  
 Langacker, R.W. (1987): *Foundations of Cognitive Grammar: Theoretical Prerequisites*, Stanford University Press, Stanford.  
 中川保雄（2011）：『放射線被曝の歴史：アメリカ原爆開発から福島原発事故まで』, 明石書店, 東京。  
 日本科学者会議編（2013）：『環境・安全社会に向けて 予防原則・リスク論に関する研究』, 本の泉社, 東京。  
 欧州環境庁編（松崎早苗監訳）（2005）：『レイト・レッスンズ：14の事例から学ぶ予防原則：欧州環境庁環境レポート2001』, 七つ森書館, 東京。



- Rosch, E. and C. B. Mervis 1975: "Family Resemblance: Studies in the Internal Structure of Categories", *Cognitive Psychology* 7, pp.573-605.
- 関谷直也 (2011) 『風評被害：そのメカニズムを考える』, 光文社, 東京。
- 島蘭進 (2013) : 『つくられた放射線「安全」論 - 科学が道を踏みはずすとき』, 河出書房新社, 東京。
- Taylor, J. R.(1995) : *Linguistic categorization : prototypes in linguistic theory (second edition)*, Oxford University Press, Oxford. (邦訳, 辻 幸夫訳, 『認知言語学のための14章』(1996), 紀伊國屋書店, 東京。)
- Ungerer F., and H-J. Schmid (1996) : *An introduction to cognitive linguistics*, Longman, London. (邦訳, 池上 嘉彦他訳 『認知言語学入門』(1998), 大修館書店, 東京。)
- 安富歩 (2012) : 『幻影からの脱出—原発危機と東大話法を越えて—』, 明石書店, 東京。
- 横田一 (2001) : 『所沢ダイオキシン報道』, 緑風出版, 東京。

## Polysemic structure of the Japanese word “fuhyo-higai” — A prototype semantics approach —

Fumio ARAI

### Abstract

The Japanese word “fuhyo-higai” (usually translated as “financial damage caused by harmful rumors or misinformation”) has been widely used in newspaper reporting in various extended meanings after the severe accident at the TEPCO “Fukushima Daiichi” nuclear power plant. Using the concept of the prototype category, we investigate the polysemic structure of the word and show that it now has come to refer, in its extended usage, to what Franklin D. Roosevelt once called “nameless, unreasoning, unjustified terror”.

**Keywords:** rumor damage, nuclear power plant accident, newspaper reporting, prototype semantics, media literacy